

農業従事者証明書の記入の仕方

◇農業申告者様への注意事項

- 証明書は、農業を申告している人が記載してください。
- 家族従業者がいる場合、確定申告の際に「自営専従者」の手続きを忘れずに行ってください。
専従者の確認が出来ない場合は、単なる家事手伝い扱いとなり保育に欠ける者に該当しなくなります。
- 株式会社等の形態で農業を行っており、家族がその従業員として給与が発生している場合は、「就労証明書」でのご提出が可能です。

◇申請する際の注意事項

- ・農業の申告をされていない場合、耕作面積が50a以下、農産物の販売を行っていないなど、農業経営の事実が確認できない場合は、保育認定の要件に当てはまりませんので、あらかじめご承知置きください。
- ・証明書に記載した労働時間・平均就労日数と、申告された収入額の間には大幅な乖離が見受けられる場合、農業経営の実態がないとみなし、保育認定できない場合があります。
- ・自営業主及び自営専従者に関しては、労働基準法による育児休業法が適用されませんので、就労の実態が確認できない場合は、退園となります。

◇農業従事者証明書に添付する書類等

- | | | |
|--|---|--------------------|
| <input type="checkbox"/> 青色事業専従者給与に関する届出書（写） | } | 確定申告がされていれば提出不要です。 |
| <input type="checkbox"/> 事業収入を確認できるもの | | |

*農業開始予定の場合

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 開業に係る経費の支出明細書等 |
| <input type="checkbox"/> 農業を開始することが確認できるもの
(土地の賃貸契約、売買契約、新規就農届関係書類等) |

お問い合わせ先 真岡市健康福祉部保育課保育係 電話：0285-83-8035
--